（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては

その名称、代表者の氏名）

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

１　申請者情報

(1)代表申請者

住　所：

会社名：

氏　名：

連絡先：

(2)共同申請者

住　所：

会社名：

氏　名：

連絡先：

２　交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1)　補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

(2)　算出の基礎

３　補助事業等の名称、目的及び内容

(1)　名称

(2)　目的

(3)　内容

４　補助事業等の開始日及び完了予定日

　　　交付決定日 ～ 令和　　年　　月　　日

５　添付書類

(1) 事業計画書

(2) 申請者の会社概要を確認できる資料

(3) 申請者とは異なる第三者（外航船社等）が作成する前年度の輸送実績を確認できる

資料

(4) その他市長が必要と判断する書類

（様式第２号）

大阪市指令大阪港第　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

１　補助金の交付額　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

(1)　補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪みなと貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第４項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4)　市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

(5)　その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第７号）及び大阪みなと貨物集貨事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

大大阪港第　　　　 号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

　（交付しない理由）

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては

その名称、代表者の氏名）

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請取下書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第　号にて通知のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金の交付決定について、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第８条の規定により申請を取り下げます。

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　　令和　　年　　月　　日

２　取下げの理由

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては

その名称、代表者の氏名）

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第１項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

　（変更する内容及びその理由）

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては

その名称、代表者の氏名）

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認申請書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第１項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

　（中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間））

（様式第７号）

大大阪港第 　　　 　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第２項の規定により通知します。

・　承認した内容

（様式第８号）

大大阪港第 　　　　 号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第２項の規定により通知します。

（様式第９号）

大大阪港第 　　　　 号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更不承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第３項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（様式第10号）

大大阪港第 　　　　 号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止不承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第10条第３項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（様式第11号）

大阪市指令大阪港第　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪“みなと”貨物集貨事業補助金について、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第12号）

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては

その名称、代表者の氏名）

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

１　補助事業等の名称

２　補助金の予定金額　　　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

(2) 補助事業の実績（貨物の取扱い実績）を確認できる書類

(3) その他市長が必要と判断する書類

（様式第13号）

大大阪港第 　　　　 号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金額確定通知書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪“みなと”貨物集貨事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

　確定金額　　　金　　　　　　　　　　円

（様式第14号）

大阪市指令大阪港第　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定取消通知書

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令大阪港第 号にて交付決定した大阪“みなと”貨物集貨事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

１　取消しの内容

２　取消しの理由